令和3年9月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和 3 年 10月 8日(金) 開会 午前10時 4分 閉会 午前11時28分

場所 第7委員会室 出席委員 内沼博史委員長

権守幸男副委員長

高橋稔裕委員、高木功介委員、齊藤邦明委員、須賀敬史委員、宮崎栄治郎委員、

鈴木正人委員、田並尚明委員、浅野目義英委員 / _ _ _ _

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

加村啓二公安委員長、原和也警察本部長、古田土等総務部長、小栁津明警務部長、近藤勝彦生活安全部長、福島謙治地域部長、高橋俊章刑事部長、岩根忠交通部長、田崎仁史警備部長、三浦孝一警務課長、鎌田政由喜生活安全部参事官、小倉悦男交通部参事官、塚本英吉総務課長、小駒眞次会計課長、會田雄一生活安全総務課長、村越俊文少年課長、松尾直樹サイバー犯罪対策課長、宮下敏郎地域総務課長、山崎満刑事総務課長、坂本雅彦組織犯罪対策課長、谷川裕保交通総務課長、桑島正彦交通規制課長、市川光浩運転免許課長、佐藤拓也公安第一課長

[危機管理防災部関係]

安藤宏危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、 内田浩明危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、 金子亮化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

- 1 議案
 - なし
- 2 請願 なし

所管事務調査

- 1 警察本部関係
 - 高齢者の交通事故抑止に関する取組状況について
- 2 危機管理防災部関係
 - (1) 10月7日に発生した地震の被害状況について
 - (2) コロナ禍における防災訓練について

報告事項

警察本部関係

サイバー犯罪の現状と対策について

【所管事務に関する質問 (高齢者の交通事故抑止の取組状況について)】 高木委員

- 1 高齢者の交通事故の現状と特徴について伺う。
- 2 高齢者の交通事故防止対策はどのようなものか。
- 3 高齢運転者は免許証更新時に高齢者講習等を受けることとされているが、その具体的 な内容はどのようなものか。
- 4 以前は高齢者講習等の予約電話がつながりにくく、予約が取りづらいと聞いていたが、 現在の状況はどうか。
- 5 建設予定の高齢者講習施設の進捗状況はどうなっているか。

交通総務課長

- 1 高齢者の交通事故の現状としては、本年8月末現在の交通事故死者数は76人で前年 比プラス5人、このうち65歳以上の高齢者は44人と全体の約6割、57.9パーセ ントを占めている。また、高齢運転者が第一当事者となった人身交通事故の件数は、8 月末現在2,284件発生しており人身事故全体の約2割を占めている。高齢者の交通 事故の特徴としては、本年8月末現在での高齢者の交通事故死者44人のうち、状態別 では歩行中が21人、47.7パーセントと最も多く、次いで自転車乗用中が17人、 38.6パーセントである。時間帯別では、14時から16時が10人、22.7パー セントで最も多く、次いで18時から20時が7人、15.9パーセントである。歩行 中では、歩行者側にも横断歩道外横断や車両の直前直後横断などの違反が見られ、自転 車については、死者17人中16人、94.1パーセントに一時不停止や安全不確認な どの違反が見られる。
- 2 高齢運転者に対する交通事故防止対策としては、一般的に加齢に伴って身体機能や認知機能が低下し、自動車の運転に様々な影響が表れる。県警察では、そうした身体機能の変化が運転に与える影響等の理解を促進するため、交通安全教育や高齢者世帯訪問、街頭キャンペーン等を行っている。また、交通事故を繰り返し発生させている75歳以上の運転者については、警察官が個別に指導、教育を実施しているほか、安全な運転に懸念がある場合については、家族等とも相談しつつ、免許返納制度を紹介するなどの取組を行っている。運転免許返納を検討している高齢者に対しては、運転免許返納者向けの支援施策である「シルバー・サポーター制度」について周知を図っている。

運転免許課長

- 3 運転免許証の有効期間の更新を行うときに70歳以上の方については高齢者講習を、75歳以上の方については、講習に加えて認知機能検査を更新期間が満了する日前6月以内に受けなければならないとされている。高齢者講習は、実際の自動車の運転や器材による検査を通じて、加齢に伴う身体機能の低下とその運転への影響を自覚していただくもので、個々の特性に応じた安全運転の方法等を個別・具体的に指導させていただいている。認知機能検査は、判断力などの認知機能の低下の状況を見極めるための簡易な検査であり、検査の結果、認知症のおそれがあると判断された方は医師の診断が必要となる。
- 4 高齢者講習等については、以前は、高齢者の方が直接、日時と場所を電話で予約する

仕組みとなっていたことから、電話が非常につながりにくい状態となっていた。これを受けて、平成30年に予約専用回線の増設を実施し、さらに令和2年度からは、公安委員会が認知機能検査及び高齢者講習の日時と場所をあらかじめ指定して対象者に通知する「高齢者講習等予約一元化システム」の運用を開始した。これにより、日時場所の変更を希望する方以外は電話をする必要がなくなり、高齢者の方の負担を大幅に減少させることができたと考えている。また、平成29年12月末時点で174日だった高齢者講習等の待ち日数についても、予約一元化システムの導入及び高齢者講習等受入れ枠の拡大により、令和3年6月末時点では66.8日まで短縮されている。

5 今後の高齢運転者の大幅な増加に伴い、施設面の制限から対象者の受入れが困難になることを踏まえ、現在、さいたま市岩槻区所在の旧小児医療センター跡地を活用した高齢者講習施設の建設に向け事業を進めている。進捗状況については、令和2年度に基本設計、令和3年度には実施設計を進めており、施設建設を令和4年度から5年度にかけて実施し、令和6年度に運用を開始する計画となっている。この施設の運用を開始した場合、当初は年間約40,000人の受入れを予定しており、その後受入れ枠を段階的に増加させ、最大で年間約57,000人分の受入れ枠の確保を見込んでいる。

高木委員

認知症高齢者に対する医師の診断は、指定医療機関の医師のみが実施するのか、任意の 医療機関の医師でもよいのか。

運転免許課長

医師の診断については、公安委員会で指定した医師のほか、対象者の方が任意で選定した医師の診断でもよい。

田並委員

高齢者講習について、新型コロナウイルス感染症の影響により、指導者 1 人に対する受講者数が以前は 3 人までだったところ、現在は 6 人までに拡大して実施している。現場である自動車教習所からは本対策を継続してほしいとの声が上がっているが、この対策は期間限定ではなく、今後も継続されるのか。

運転免許課長

指導者1人当たりの受講者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により増やして実施している。今のところ受講者数を変更するという話は聞いていないが、今後、運用方法に関する変更あった際は、適切に対応していきたい。

【所管事務に関する質問(10月7日に発生した地震の被害状況について)】 高橋委員

10月7日に発生した地震の被害状況についてだが、県内の被害状況等はどのようになっているか。

災害対策課長

地震の概要から説明する。千葉県北西部を震源とする地震であり、昨日22時41分ご ろに発生した。マグニチュードは5.9と推定されている。県内の最大震度は、川口市及 び宮代町で震度5強を観測したところである。

本日8時現在で把握している被害状況であるが、人的被害については、重傷者が2名であり、川口市で1名、富士見市で1名である。軽傷者は9名であり、さいたま市で3名、川口市で4名、蕨市で1名、三郷市で1名である。建物被害、住家被害についての報告はない。地震直後、川口市で89か所避難所を開設したが、既に閉鎖となっている。避難者は1人もいなかった。ライフライン等の被害情報について、電力、ガスについては被害の報告はない。水道については、漏水、道路に水が染み出ているという報告が2件上がっている。鉄道については本日まで影響が出ているが、順次、復旧に向けて動いていると聞いている。道路については市道で一部被害が出ていて、通行止めの措置が講じられている。

高橋委員

重傷者2名について、具体的な状況はどのようなものか。

災害対策課長

川口市の重傷者は70代の女性で、避難しようとして玄関を開けた際に転倒し、左の大腿骨を骨折した。富士見市は60代の女性であり、階段から転倒し、右上腕部を骨折したと報告が入っている。

浅野目委員

鉄道情報について、電車がいつ再開したのかという情報も必要だが、駅が混乱し、混雑を防ぐために入場制限をした駅がたくさんあった。西川口駅では数百メートルも人が並んだという情報もあった。県が情報発信するべき性格のものではないかもしれないが、駅の混雑の情報は県民も知りたがっていると思う。駅情報などを提供できるようにした方がよいと思うが、どう考えるか。

災害対策課長

駅の混乱でいうと、帰宅困難者という考え方がある。本日も1時くらいに市に確認し、駅でタクシーを待っている人が20人とか50人いたという報告を受けている。市の判断としては、混乱に至っていないので一時滞在施設を開設する必要はないという判断であった。今朝は、混雑したり、入場制限の措置を講じたりした駅もあったということである。このような情報は県民にとっても非常に重要な情報であると思うので、基本的には鉄道事業者が広報すべき内容であるが、県としてもフォローできるか、鉄道事業者と相談していきたいと考えている。

【所管事務に関する質問 (コロナ禍における防災訓練について)】 高橋委員

- 1 先日新聞で、今年11月7日に行う予定であった九都県市合同防災訓練が、新型コロナウイルス感染症の影響で中止するという記事があった。今年度の九都県市合同防災訓練を中止した理由は何か。
- 2 他の都県市での、九都県市合同防災訓練の実施状況はどのようになっているか。
- 3 県内の市町村の訓練の状況はどのようになっているか。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響で、お祭りや運動会などの地域行事が軒並み中止されており、地域コミュニティ内のつながりが希薄となっている。その上、地域の防災訓

練も中止されており、協力し合う地域の仲間と顔を合わせる機会も失われている。このような状況で、実際に災害が起きたときに地域の防災組織が十分に機能できるのか懸念がある。お祭りなどの地域行事と防災訓練とでは、その性質は異なり、コロナ禍でも防災訓練を実施していく必要があると考えるが、コロナ禍における防災訓練について、今後どう考えていくか。

災害対策課長

- 1 今年度は、11月7日に狭山市で実施する予定であったが、7月末から新型コロナウイルス感染症の感染が急増したことから、共催市である狭山市に対し、感染防止対策を徹底するため、一般来場者の制限や住民による訓練の見直しなどについて提案した。狭山市からは新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、11月3日開催予定の入間基地の航空祭や11月14日開催予定のさやま大茶会など、市内の大規模イベントが中止となっており、九都県市合同防災訓練も中止したい旨の申出があり、会場設営の業務委託の事務のぎりぎりまで、県と市で協議し、中止を決定した。
- 2 九都県市合同防災訓練の他都県市の実施状況であるが、1都3県の4会場については、 新型コロナウイルス感染症の影響により、既に中止が決定している。政令市の5会場に ついては、一般来場者の入場制限や訓練規模を縮小するなどして開催する予定と聞いて いる。
- 3 令和3年度の防災訓練の実施予定について、年度当初、各市町村に照会したところ、全ての市町村で避難所運営訓練等何らかの防災訓練を実施する予定であった。9月になり、防災訓練の実施状況について、再度、照会したところ、58市町村が何らかの防災訓練を実施しており、5市町については、新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての防災訓練を中止している。
- 4 新型コロナウイルス感染症が感染拡大している中においては、九都県市合同防災訓練のように10,000人を超すような大人数を1か所に集めて行う大規模な防災訓練を実施することは難しい状況である。一方、コロナ禍で災害が発生した場合には、従来の応急対策に加え、感染防止対策にも対応しなければならない。このため、コロナ禍における災害対応について準備しておくことが重要である。例えば、訓練参加者の人数削減や感染防止の徹底、さらにはデジタル技術を活用しリモートで訓練を行うなど工夫をしながら、できる限り防災訓練を実施することは必要であると考えている。

高橋委員

- 1 県の考え方をしっかり市町村に伝え、協力してほしい。(要望)
- 2 九都県市合同訓練は自治体相互の連携が重要であり、他市で訓練が実施される中で、本県が関わらないということはあってはならないのではないかと思う。訓練を実施する市に対して、埼玉県はどのように関わっていくのか。

災害対策課長

2 九都県市合同防災訓練の目的は、連携・協力体制の充実を図ること、国と他自治体及 び防災関係機関等との連携強化を図ること、住民の防災意識の高揚及び減災への備えの 向上を図ることである。訓練項目に応援と受援の項目がある。今年度も、政令市の訓練 に県からトラックで救援物資を送る訓練を実施する。

田並委員

コロナ禍の避難所運営について、一義的には市町村が対応するものであるが、市町村が 混乱しないよう、感染対策による収容定員の制限やそれにより不足する避難所の確保につ いて、県有施設の活用も含め、県が指針を示す必要があるのではないか。

災害対策課長

新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、昨年5月にコロナ禍における避難所運営のガイドラインを策定し、市町村に周知している。ガイドラインには、ソーシャルデイスタンスの確保や運営スタッフの感染防止対策などを提示している。また、県では消毒液、間仕切り、段ボールベッドなどの備蓄を開始し、市町村においても備蓄を進めている。県有施設については、避難所として活用が進むよう庁内各部局に依頼している。ホテル等を避難所として活用する取組が進められており、県はホテル旅館生活衛生同業組合と協定を締結し、市町村の避難所確保の支援に取り組んでいる。